

第1条（事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方）

- 1 株式会社 未来（以下「会社」という。）は、身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。
- 2 会社は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- 3 やむ得ず身体拘束を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行います。

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことを要件とします。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認します。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことを要件とします。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認します。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択します。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることを要件とします。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定します。

第2条（虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項）

- 1 会社は、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」（以下、「委員会」という。）を組成します。身体拘束の適正化についても、この委員会にて行います。

- 2 委員会その他施設内の組織に関する事項については、虐待防止委員会規程に定めます。

第3条（身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針）

- 1 身体拘束等の適正化のための職員研修は、「人権意識、専門的知識、支援技術の向上を図ること」を基本方針とし、虐待防止研修の一環として行います。
- 2 虐待防止研修は、委員会が指針に基づき作成した研修プログラムにより行います。

第4条（事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策及び対応に関する基本方針）

- 1 緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定します。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行います。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討します。

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ます。

③ 行政への相談、報告

行動制限・身体拘束する場合、市町村の障害者虐待防止センター等、行政に相談・報告して、行動制限・身体拘束も含めた支援についての理解を得るよう努めます。

④ 必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

第5条（利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針）

- 1 当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、事業者のホームページに掲載し、ご利用者及び家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにします。

第6条（その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針）

- 1 利用者の家族に対しても、苦情相談の窓口や虐待の通報先について周知するとともに、日頃から話しやすい雰囲気をもって接し、施設の対応について疑問や苦情が寄せられた場合

は傾聴し、事実を確認します。

附則

当指針は、令和4年5月1日に策定する。